

第 4 1 回 宍粟市議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 2 3 年 6 月 1 日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6 月 1 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 2 日）

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第 5 号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分（専決第 1 号）の承認について |
| | 第 6 号議案 | 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分（専決第 2 号）の承認について |
| 日程第 2 | 第 7 号議案 | 宍粟市職員の互助共済制度に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 第 8 号議案 | 宍粟市税条例の一部を改正する条例について |
| | 第 9 号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 第 10号議案 | 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 第 11号議案 | 宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例について |
| 日程第 6 | 第 12号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 7 | 第 13号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号） |
| | 第 14号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 請願第 1 号 | 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する件について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 5 号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分（専決第 1 号）の承認について |
|-------|---------|---|

	第 6号議案	平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分（専決第2号）の承認について
日程第 2	第 7号議案	宍粟市職員の互助共済制度に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	第 8号議案	宍粟市税条例の一部を改正する条例について
	第 9号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 4	第 10号議案	宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	第 11号議案	宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例について
日程第 6	第 12号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 7	第 13号議案	平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
	第 14号議案	平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	請願第 1号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する件について

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番	岸 本 義 明 議員	2 番	寄 川 靖 宏 議員
3 番	木 藤 幹 雄 議員	4 番	秋 田 裕 三 議員
5 番	東 豊 俊 議員	6 番	福 嶋 齊 議員
7 番	伊 藤 一 郎 議員	8 番	岩 蔭 昭 美 議員
9 番	藤 原 正 憲 議員	10 番	大 倉 澄 子 議員
11 番	實 友 勉 議員	12 番	高 山 政 信 議員
13 番	山 下 由 美 議員	14 番	岡 前 治 生 議員
15 番	山 根 昇 議員	16 番	小 林 健 志 議員
17 番	大 上 正 司 議員	18 番	西 本 諭 議員
19 番	岡 崎 久 和 議員	20 番	岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑中正之君	書記	榎谷米男君
書記	原田渉君	書記	松原よしみ君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路勝君	副市長	岩崎良樹君
教育長	小倉庸永君	会計管理者	釜田道夫君
一宮市民局長	西山大作君	波賀市民局長	上田学君
千種市民局長	秋武賢是君	まちづくり推進部長	伊藤次郎君
総務部長	清水弘和君	市民生活部長	岸本年生君
健康福祉部長	杉尾克君	産業部長	平野安雄君
農業委員会事務局長	藤原卓郎君	土木部長	神名博信君
水道部長	米山芳博君	教育委員会教育部長	福元晶三君
総合病院事務部長	広本栄三君	消防本部消防長	幸島幸博君

(午前9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第5号議案～第6号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第5号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)の専決処分(専決第1号)の承認についてから、第6号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分(専決第2号)の承認についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) おはようございます。御苦労さまでございます。

それでは、第5号議案、第6号議案についての説明を申し上げます。

今回の専決補正につきましては、一般会計、簡易水道事業特別会計ともに事業実施に係る関係機関等との協議において、年度内実施が困難となった事業について、繰越明許費の追加及び変更が必要となったものを補正するものであります。

いずれも地方自治法第179条第1項に基づき、緊急、やむを得ないものに限って補正を行ったものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第5号議案から第6号議案までの2議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第5号議案から第6号議案までの2議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第2 第7号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第7号議案、宍粟市職員の互助共済制度に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第7号議案でございますが、本市職員の福利厚生等に係る事業を委託をいたしております財団法人兵庫県町村職員互助会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律に基づき、「財団法人」から「一般財団法人」へ移行し、商号を「一般財団法人兵庫県市町職員互助会」と変更したことに伴い、商号を引用しております2条例について所要の改正を行おうとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） ちょっと教えていただきたいんですが、名称の変更ということとはようわかるんですが、財団法人から一般財団法人へ変わると、この内容ってどうということなのか、ちょっと御説明ください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ただいま市長のほうから説明しましたとおり、一般か公益かの選択をしなければならない法律の改正が、先ほど提案いたしました一般社団法人及び一般財団法人に関する法律と公益社団法人と公益社団法人認定に関する法律、これらが複雑でありまして、整備・統合されました。したがって、これまで一般社団法人とかいう名称がございました互助会、これはどちらかを選択すると、一般法人なのか公益法人なのかを選択する内容につきまして、公益法人じゃないに、互助会は一般法人であるという選択をしなければならないという法律が平成20年12月1日に公布されております。それは経過期間がございまして、5年間の間に改正をしなければならないという内容でございまして、このたび互助会につきましては平成23年4月1日から改正するという内容でございまして、このたび互助会につきましては、宍粟市が関係する財団につきましては、文化振興財団及びしそ森林王国協会、これが該当いたしますので、25年の3月末までには改正の必要が出てくる

ということでございます。

ほかにも若干あるかもしれませんが、また確認いたします。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

直ちに採決を行います。

お諮りします。

第7号議案、宍粟市職員の互助共済制度に関する条例及び宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第7号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 第8号議案～第9号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第8号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例についてから、第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長 田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第8号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例と第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、一括して説明を申し上げます。

最初に、宍粟市税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月11日に発生しました東日本大震災の被害が未曾有のものであることから、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるため、被災者の負担の軽減を図るための緊急措置として地方税法等の一部が改正されたこと

に伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

改正内容の第1点は、雑損控除の特例として住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、納税義務者の選択により市民税の所得割について、平成22年において生じた損失として平成23年度以後の年度分の個人の市民税の雑損控除を適用することができるものとする改正であります。

2点目は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の適用の特例として、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるものとする改正であります。

当市におきましては、今回の東日本大震災の直接の被害はありませんが、被災者が転入されることも想定され、当市においても所要の措置を講ずる必要があることから、市税条例の一部を改正するものであります。

次に、第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正は、賦課限度額を引き上げる改正で、賦課限度額は納税義務者間の負担の均衡を考慮して設定されており、年々医療費が増加する中、特に中間所得者層の負担が増加している現状から、協会けんぽの本人負担の上限を目安に、段階的に賦課限度額の引き上げを目指して地方税法施行令が改正をされましたので、当市におきましても同法施行令の改正の趣旨を踏まえ、改正するものであります。

具体的な改正内容は、基礎課税額、いわゆる医療給付費分の賦課限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額の賦課限度額を10万円から12万円に、それぞれ引き上げるとすることです。

なお、平成23年度の国保税の税率につきましては、平成22年度の決算見込みの状況その他の事情を踏まえ、平成23年度を見込んだ結果、据え置くことといたしております。

また、賦課限度額の引き上げ、税率の据え置きにつきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申をいただいております。

以上、2議案につきまして、一括して説明を申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 3点にわたり、お聞きしたいと思います。

毎年のように最高限度額が引き上げになるわけでありませうけれども、今回、それぞれ医療分、支援分、介護分と引き上げになりますけれども、その合計を見ますと73万円から77万円というふうなことになると思います。それで、最高限度額ですから、ある一定の所得以上の方は幾ら高額所得者であっても77万円というふうなことにはなるわけでありませうけれども、国保法制度の仕組み上、均等割とか平等割というふうなことで、特に均等割については家族の人数によって大きく異なってくるわけでありませう。

そういう点で、最近問題になってるのは、この最高限度額に近い額を、大変国保税が高くなっておって支払わなければならないという世帯がふえている中で、ぜひ一度試算していただきたいのは、例えば1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯、5人世帯、この程度の、もっと6人、7人という家庭もあるかもしれませうけれども、1人から5人までの世帯を仮定した場合、いわゆる所得が幾らぐらいであれば最高限度額がかかるようなことになるのか、ぜひ委員会付託時にはそういう資料を出していただきたいなとも思いますが、いかがでしょうか。

それと、毎回お聞きしておりますけれども、今回最高限度額の引き上げによって、その最高限度額がかかる世帯数というのは何世帯になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、私にも国保運営協会の資料を見せていただいたわけでありませうけれども、平成22年度で兵庫県下の41自治体中、9自治体は最低47万円とかいうふうなことで、最高限度額を国が示した基準に引き上げていないというところもあります。そういうことで考えますと、必ずしもそれに合わさなければならないということではなくて、自治体のある意味裁量に任されている部分もあるということになるわけでありませうけれども、そういう点では今、最初に言いましたように、最高限度額がかかる世帯収入というのが幾らぐらいからかかってくるのかによっては、最高限度額の引き上げというのをしなくてもいいんじゃないかなというふうに思うわけでありませうけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 失礼します。3点ほど御質問いただきました。

まず、1番目の限度額、世帯数によってどういうふうに変わっていくか試算してみたらという御質問なのですが、若干、試算しておりません、申しわけございません。後日、試算した結果、また提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

2点目の限度額の世帯数なんですけども、平成23年度分につきましては、見込みでしております。これは平成22年度の実績からやっておりますので、平成22年度の世帯数を申し上げますので、よろしくお願したいと思います。

一般医療給付費分、平成22年度は50万円分です。これが214世帯になります。後期高齢者支援金分につきましては199世帯になります。介護納付金分10万円につきましては141世帯という数字になってございます。

平成23年度6月に入ってから本算定ということになりますので、また後日、この数字が決まりましたら、また報告させていただきたいと思います。

それと、3点目の最高限度額、自治体に任されているのではないかという御質問、確かにそのとおりでございます。今回、国のほうの改正に伴いまして、宍粟市のほうも改正しております。今回、超過分、高額所得者の方には御負担を申し上げるわけですけども、国保会計を健全な国保会計にするためにも、限度額、平成23年度につきましては税額は据え置きということで、限度額だけを上げさせていただきたいという考え方をしております。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 試算して資料を出しますということで、結構なんですけども、国保税も住民税も所得税もそうなんですけども、算定する場合に、いわゆる収入ベース、いわゆる総支給額というベースと、いわゆる所得という考え方等があって、所得というふうなことであらわす場合と総支給額、総収入という意味合いで言う場合と、相当その金額が違ってくるわけですね。ですから、一番わかりやすいのは、総収入が幾ら以上の方で、例えば扶養家族があつたりとか、そういうことがあつたら所得としてはこうなるから、結果的に1人世帯の場合はこう、2人世帯の場合はこう、3人の場合はこうというふうなことで、総収入がわかるものと、いわゆる所得というふうなものも含めて、ぜひ示していただいたら一番わかりやすいかなと思いますので、ぜひそのような資料をつくっていただきたいなと思います。

と言いますのは、ほんとに去年は、先ほど言われたように50万円でしたのであれですけれども、今までは50万円払っておられた方というのがもっとふえるわけですよ、最高限度額が引き上げになることによって。そういうことになるわけですか

ら、そのあたりのところを、ほんとに高額所得者の方にはたくさん払っていただけたら、その分国保としては助かるわけでありませぬけれども、でも応能負担、応益負担というふうなことを考えた場合に、やっぱりその最高限度額というのが、今その収入に対してどの程度を占める割合になっておるのか、最低の部分がどういうふうな格好になっておるのかというふうなことは、やっぱりつかんでおく必要があると思いますので、そういうふうな丁寧な資料をぜひ出していただいて、委員会で検討したいと思いますので、収入と所得という考え方、両方を含めて出していただきたいと思いますが、それはできますか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御案内のとおり、税を決めるのは所得が基準になってございます。収入の場合には、やはり所得に至るまでの必要経費等も引いてございます。そういった給与所得、あるいはその他の事業所得について、少し収入と所得との間の引かれた部分についてもいろんな見解があることも承知をいたしております。少し、検討させていただきたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第8号議案から第9号議案までの2議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいとお思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第8号議案から第9号議案までの2議案は民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第4 第10号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第10号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第10号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

現在、市内のし尿くみ取り手数料は、市民生活に大きく影響することから、処理料に比較して安価に定めており、20リットルごとに210円と規定しております。

しかしながら、下水道整備に伴うし尿処理量の減少により、処理にかかるコストがさらに増加する状況の中、一般家庭以外の工事現場等の営利事業に伴う仮設便所については、1回のくみ取り量が少量であり、コスト負担が大きいため、一般家庭とは別に手数料を定める必要があると判断し、今回、改正の提案をするものであります。

改正の内容としましては、一般的な仮設便所の便槽容量が300リットルであるため、これに相当する料金3,150円を1件当たりの料金として設定し、くみ取り量が300リットル未満のときは、3,150円の定額を徴収できるようにするものであります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようであります。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております第10号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第5 第11号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第11号議案、宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第11号議案、宍粟市職業訓練センター条例の廃止につきまして、説明を申し上げます。

本条例は、昭和46年に山崎町鹿沢78番地7に建設された職業訓練センターの設置及び管理を規定したものであります。

しかしながら、山崎市民局の機能移転と老朽化した建物の倒壊等による2次災害

を防止する観点から、市民局庁舎を含め、隣接する同センターを平成23年3月に取り壊したため、本条例を廃止するものであります。

なお、同センターにおいて兵庫土建山崎建築技術協会が開校されておりました職業訓練校につきましては、宍粟市役所北庁舎において引き続き開校しているところであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今、市長のほうからもありましたけれども、北庁舎の4階では職業訓練校として引き続き開校するというふうなことで、私としては、この職業訓練センターというのの位置を変更する内容になっておるのかなというふうに思ったわけでありましてけれども、そういう意味では、この職業訓練校の位置づけというのは条例上必要ないのかどうか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

それと、この職業訓練センターの上位法を見てみますと、職業能力開発促進法、この法律に基づいてこのセンターをつくったというふうなことになるわけでありましてけれども、職業訓練校、新しく北庁舎につくられたものについてはどういうふうな位置づけになるのか、その点、わかりましたらお示してください。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをいたします。

先ほどの提案説明で市長が答弁されましたように、本センターにつきましては、昭和46年に宍粟市が兵庫土建建築技能協会を事業者として職業能力開発促進事業を推進していたことは御案内のとおりでございます。

現行の条例につきましては、主に建物の位置、運営、貸し借り等を定めたものでございますので、提案理由の説明でありましたように、建物が壊された段階で当条例を廃止しようとするものでございます。

お尋ねの、まず本来あります職業開発能力事業等々につきましては、現行の宍粟市の職業能力開発促進事業補助金の事業目的、内容に適合するというところで、今回の上程につきましても、一部改廃も含めて検討したわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現行の補助金交付要綱の中で適応できるという判断で、今回同条例を廃止しようとするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その条例で制定するということと要綱というふうな違いがよくわからないんですけども、あくまで市の事業として職業訓練校というのを北庁舎の中ではありませんけれども設けられたということなのであれば、従来のように、条例でその職業訓練校の位置づけをきちっとして、職業訓練センターの条例に書いてあったような目的についても書く必要が、定める必要があるんじゃないかなと思うんですけども、要綱で済ますことができるという根拠は何ですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） お答えいたします。

あくまでも施設の設置、管理に関する条例につきましては、建物そのもの、それを決めるわけでございまして、先ほど産業部長からありましたように、その建物を何に使うのか、また、使うときには使用料を幾ら取るのか、そういったことを市民の方々にお知らせするための条例でございます。したがって、北庁舎はそういった特定目的の建物ではございません。いろんな福祉関係も入っております、いわゆる公用施設でございますので、設管条例の必要はございません。ただ、訓練校の運営自体は、運営規定と学校の運営の内容で定めた中で運営していただくということで、施設の管理条例と運営の中身はおのずと変わってくるということで区分いたしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております第11号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第11号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第6 第12号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第12号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第12号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成20年度に着手しました林業再生施設用地造成工事に伴い、造成地南側に所在する宍粟市一宮町安積226番地の阪本 弘氏の所有する井戸が本工事が起因と見られる濁水により使用ができなくなり、井戸に損害を与えたことに伴います本件事故の和解と損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の内容及び額につきましては、井戸にかわる簡易水道新設に要する経費として、給水管布設工事費相当額及び加入分担金の総計で和解しようとするものであります。

ちょっと訂正いたしますが、先ほど濁水と言いましたが、水が出なくなった濁水ということで、使用ができなくなったということでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております第12号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第12議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第7 第13号議案～第14号議案

○副議長（小林健志君） 日程第7、第13号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から第14号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、第13号議案と第14号議案、一括して説明を申し上げます。

初めに、第13号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正の総額で3,898万円を増額し、補正後の総額を227億7,898万円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国県支出金において、国民健康保険税軽減措置に係る国・県の基盤安定負担金の精査を行うとともに、グループホーム支援のための地域介護拠点整備費県補助金及び消費者協会設立に向けた取り組みのための消費者行政対策費県補助金を追加をいたしております。

次に、歳出につきましては、総務費では合併前に設置しましたネットワーク機器のふぐあいによる機器の更新とネットワークの再構築に係る委託料を計上し、民生費では国保会計本算定に伴う一般会計繰出金の精査による補正を行うとともに、地域介護拠点整備費補助金を追加しております。

また、3月の東北地方大震災以降継続しております避難所等の支援に係る費用を計上しております。

農林水産業費では、県産木材供給センターの用地造成に伴い、それぞれ関係者と合意した水質・土壌調査委託料並びに井戸機能の低下による賠償金を計上し、商工費では消費者協会設置に向けた取り組みに係る経費を計上しております。

次に、第14号議案、平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、所得等の確定による国税の精査を行うとともに、国県支出金及び交付金につきましては、医療費等の精査により、それぞれ所要額の予算措置を講じ、平成22年度繰越金を歳出財源といたしております。

次に、歳出では、療養給付費、高額療養費等の保険給付費の精査を行い、後期高齢者支援金、介護納付金等の所要額の確定等により、それぞれ補正予算措置を講じております。

また、一般及び退職者療養給付費交付金の過年度精算による補正を行い、補正額は歳入歳出それぞれ1億5,106万3,000円を増額し、補正後の総額を44億2,874万5,000円としております。

以上、2議案につきまして、一括説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

通告に基づき、質疑を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

まず、一般会計についてでありますけれども、災害救助費の補正が計上されておるわけでありまして、今回の大震災に対して、消防士を初め、多くの公務員の方々が現地支援に行かれたことに対して、大変敬意を表しておるわけでありまして、この震災において、議会では4月11日時点での報告があつて見せていただいたわけでありまして、その後については具体的にどのような支援が行われておるのか、また今後の支援計画はどうなっておるのか、わかりましたら資料で提出いただければと思います。

それと、2点目でありますけれども、今回の大震災は大変、今まで日本が経験したことの無い、未曾有の被害が出ております。そういう点では大変息の長い支援が必要とされているということになるわけでありまして、ニュース報道等でもありましたように、5月のゴールデンウィークなんかではボランティアの受け入れを断らざるを得ない状況もあったように思いますけれども、でも、引き続きほんとに息の長いボランティアの支援活動が必要になってくるということになって、大変遠い地域からでもボランティア活動に、心ある方は行っておられますけれども、そういう点で、社会福祉協議会が中心になることではあるかと思うんですけれども、そういうふうなボランティア活動に対して、最低限、例えば交通費の支援とか、そういうふうなことはできないのかどうか、そういうことは考えておられないのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、次、国民健康保険事業特別会計の補正予算に対してでありますけれども、国保運営協議会の資料を見てみましたら、国保税の滞納者に対して預金やとか給与の差し押さえがあります。基本的には生活費の差し押さえということにはしてはならないというふうなことになっておると思うんですけれども、その点、そういうふうなことはないのかどうか、お聞かせください。

それと2点目としては、滞納者で分納している世帯には滞納処分をしないというのが、国会答弁で原則となっております。そういう点でいいますと、滞納処分をしている世帯というのは、いわゆるお金があるのに支払わないという悪質な世帯というふうなことになろうと思うんですけれども、その処分理由を、当然、氏名はプライバシーの関係で出す必要はないわけでありまして、滞納処分をされた滞納者ごとにその理由がわかる資料の提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、3点目でありますけれども、これは市長にぜひお聞きしたいと思うわけでありまして、国保運営協議会に国保の組合も含めて資料が出されておるま

す。その資料を見てみますと、宍粟市は1人当たりの医療費というのは兵庫県下の自治体と団体を含めた49団体中42位、しかし一方、その1人当たりの被保険者の国保税は41自治体中6位と大変高い方にあります。この数字を見て、市長はどういうふう感じておられるのか、お聞かせください。いわゆる医療費は安いのに国保税は高い利用になっているというふうなことになるわけでありましてけれども、市長の考えをお聞かせください。

それと、前回も申し上げたことでもありますけれども、国保税の算出において、資産割のない自治体というのが全部で16自治体あります。宍粟市でも以前お聞きしたところによりますと、国保加入世帯のうち約44%の世帯が、資産割は課されていないということでありました。前にも申し上げましたけれども、その資産割というのは収入に関係なく賦課がかかってくるということで、大変負担感が重いものであります。そういう点で、ぜひお聞きしたいわけでもありますけれども、もし、資産割をなくしたとしたら、所得割ほどの程度の割合になるのか、ぜひ今回の決算をもとに、一度試算していただきたいなというふうに思うわけですが、いかがですか。

それと、もう一つは、国のほうは昨年からだったかと思うんですけれども、応能、応益を50%ずつにのしなさいと。そしてそれをしなければペナルティーを科せるといふふうなことをしてきましたけれども、それがなくなりました。そういう点では応能割と応益割の負担割合というのをできれば応能割に比重をかける、そういうふうな負担割合が一番理想的かなというふうに思うわけでもありますけれども、そういう点で見ますと、今年度の試算では応能割が56%、応益割が44%になっておりますけれども、さらに私は応能割、いわゆる所得のある方のほうに払っていただく分に荷重をかける必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう点で、今現在、収入と家族数によって国保税の負担割合というのがどういうふうになっておるのか、ぜひ資料をつくっていただきたい。といいますのは、国保運営協議会の資料の中には、幾つかのケースで国保税の算出の額が出ておりました。それを見ますと、やはり所得の低い方のほうが国保税軽減措置はあるわけでもありますけれども、算出された税額は他市より重くなっているというのが現実でありますから、そういう点で所得と国保税がどういう負担割合になっているのか、そういうのをぜひ、所得階層ごとに人数も含めて試算した資料を出していただければと思いますが、いかがですか。

それと、今年度の補正予算を見る限りにおいては、繰越金と基金の繰入金で、収支の見通しが立ったということで、税率は据え置きということで、去年私たちが求

めていた7,000万円の一般会計からの繰入金というのが大変大きな意味を持っているんだなということを改めて思うわけでありますけれども、そういう点で、今現在も大変高い国保税には違いないわけでありますけれども、市長としては、一般会計からの繰り入れをして、さらに国保税を現状ではなしに、引き下げようという考え方はないのかどうか、これは市長にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、最後でありますけれども、毎回お聞きしておりますけれども、資格証明書、短期保険証の発行世帯数はどうなっておるのか、それとあわせて短期保険証で取りに来られてないという理由で保険証が渡っていない世帯はどの程度あるのか、つかんでおられたらお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 岡前議員の質疑に答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 初めに、ボランティアの人に、個人個人に旅費を出せという話ですが、これはあくまでボランティアということでありますから、個人個人にするよりは、そういったことを募集をしてくれたり、あるいは派遣の世話をしてくれたりする、そういう団体、いわば社協に対してのそういうものであれば考えられることでもありますし、社協に対してはそういったことも含めて現在補助金等を出しているところでもあります。また、必要に応じて、それは考えていくことも大事なかなと。しかしながら、あくまでボランティアということでありますから、その趣旨をやっぱり理解していただくということも大事ではないかな、このように思います。

それから、国民健康保険でございますが、これについては、いつもながら議論があるわけですが、国保に加入されている方というのはいろんな方がいらっしゃるわけですし、その大半が高齢者でありますとか低所得者、そういったことで、平成22年においては一般会計から繰り入れをいたしました。今年度につきましては、国からの交付金といいますか、そういったものが非常に予想外に入ってくることとなりまして、剰余金が出たということを考えて、何とかその剰余金をもって予算が組めるということで、本年度は、今のところは繰り入れはいたしていないわけでありませう。

また、国保税を安くするということは、これはもう理想とすることではありますが、どこに主眼を置くかによって、その税率等が非常に違ってまいります。

今、私が思っておりますのは、不動産でありますとかそういう資産の運用がなかなかできない、山のある方でも木が売れないとか、そういったことの中で、資産割

というのがかなり医療費の高額負担ということについては影響しているのかな。例えば固定資産税を年額十五、六万円以上ぐらいになりますと、かなり保険税が高くなってくると。そういうこともあって、年金だけで生活をしておる高齢者の方でも資産運用ができない資産があるというようなことになりますと、保険料が高くなる。こういったことは今年度、ちょっとそこら辺、昨年の平成22年度の状況等も見ながら検討をしてまいりたいと。

また、委員会等でも十分御協議をいただいて、そういったことも提言があるようでしたら、していただければというふうに思います。

それから、あとの問題につきましては、それぞれ担当のほうがお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 失礼します。まず最初の災害救助の支援内容でございますが、現在も継続して支援活動をしております。その内容につきましては、計画も入れて、また資料で報告させていただきたいと思っております。

2点目の滞納者からの差し押さえの件でございますが、直接生計に支障を来すというものは差し押さえしておりません。現在として、生活に支障のあるものについては差し押さえしておりません。

3点目の長期にわたる未納者のデータの提供ということがあったと思っております。これにつきましては、プライバシーの問題もありますので、出せないかなというふうに思います。御理解いただきたいと思います。

それと、資産割、所得割、それから応能・応益につきましては、また資料で、試算した段階でまた提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、資格証明書、短期保険証の発行世帯数であります。5月19日現在で、一般保険証5,713世帯が該当になっております。短期保険証につきましては390世帯と、資格証明書28世帯となっております。

最後に、短期保険証で世帯に交付していないという部分だったかと思うんですが、これにつきましては155世帯ございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） まず、市長が災害ボランティアについておっしゃいました。あくまでほんとにボランティアなので、基本は旅費からそこでの寝泊まり、食事も

含めて本人が賄うというのが、ボランティアの心得として当然のことです。

ただ、毎日、新聞報道されている中で、やっぱり現地で必要とされているのは、いかに多くの方の人的な力が必要かというふうなことが一番今大きいようであります。そういうことで、社会福祉協議会については必要に応じてというふうなことで、大変いいことだと思うんですけども。だから、例えば社会福祉協議会がバスを仕立てて、そしてボランティアを募集する、それでボランティアについては、自分の寝袋であるとか、食べることについては持つけども、移動手段については一定、市から援助をして、人的配置が社会福祉協議会としてやりやすいような体制、援助、そういうふうなことを具体的に現実問題として考えられるのかどうか、その点、再度お聞かせ願えたらと思います。

それと、国保運営協議会の資料というのはほんまに、大変丁寧な資料が出ておって私もびっくりしたんですけども、例えば平成22年度でいいますと、預貯金について、26人から157万8,740円、こういうふうな差し押さえがされております。預貯金ですから、最近よく問題になっているのが、年金が通帳に振り込まれたと、通帳に残高ができたというふうに勝手にとらえて、そして差し押さえをします。それでその年金が差し押さえに回ってしまって、生活に困るというふうな事例が実際、出てきておるんですね、これは多分、恐らく宍粟市ではないと思いますけれども。でも、なぜその件数でいっても、平成22年度で86件、そういうふうな差し押さえをされておるんですけども、ほんとにこの86件の差し押さえというのが、ほんとにお金があるのに払わないという悪質なケースに当たるのかどうかですね。先ほどプライバシーの関係があるからできないと言われましたけれども、それは名前を公表した場合にプライバシーが関係してくるだけで、ほんとに悪質かどうかという判断をどうされているのか、そのことが大切なわけで、そのことについて、私はちゃんと吟味する必要があるんじゃないかということによっておりますので、例えばこういうお金があるのに払ってもらえない、こういう事実をつかんでいるけど、払ってもらえないから差し押さえに及ばざるを得なかったと。それと、何回訪問しても出会ってもらえないとか、そういうふうなケースも悪質とみなされておるのかどうかとか、いろんな個々のケースがあると思います。でも、それらすべて、その方、その方の生活にかかわることなので、ぜひそのあたり、差し押さえに至る経過であるとか理由については明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それともう1点、気になりましたのは、滞納世帯に対して、国保の給付費を税に充当されております。これは平成22年度分で51件ありますね。それで特に気になり

ましたのが、出産一時金の3件とか葬祭費2件で10万円とか、あと高額療養費では163万円というふうなことで、これは一たんは医療費というのは各個人がかかった以上、払わなければならないもので、その払ったものを返してもらうというふうなことで、余分なお金ではないと思うんですけども、こういう国保給付費の税の充当というのは、どういうふうな根拠に基づいて行われておるのか、ぜひその根拠法というふうなものがあるのであれば、委員会でよろしいですので、お示し願いたいなというふうに思います。

それと、市長にぜひ、その見解をお聞きしたいんですけども、先ほども言いましたように、宍粟市の国保税は兵庫県下では6番目に高いと。でも、一方医療費で見ると、下から数えた42番目であるというふうなことで言いますと、かなり乖離してるわけですね、実際の医療費と国保税というのは。ですから、通常であれば、医療費が高くつくから国保税も高いという理由であれば納得はできるわけでありましてけれども、これはあくまで平成21年度の統計資料でありますから、毎年、当然変わってきます。高額医療費等が何件か出たら、宍粟市の規模からいうとどんと上がってくることも考えられますけれども、この平成21年度だけを見て、国保税は上から6番目、そして医療費については下から42番目ですかね、そういうふうなことについて、市長としてはどういうふうな感想をお持ちなのか、その点、お聞きしたいと思います。

それと、最後にもう1点、短期保険証が155世帯、本人に渡っていないと言われました。これは前にも言いましたけれども、資格証明書よりも、医者にかかれないという点では大変大きな問題なんですね。ですから、滞納を減らすために市の側としては、あくまで面接をしたいと、1度は会って話をさせてもらいたいと。分納の話もしたいということはあるわけでありましてけれども、でも保険証がないとお医者にかかれないという、命にかかわる問題ということでの認識もしていただいて、短期保険証の交付世帯ですから滞納世帯であるということはわかりますけれども、短期保険証をとめ置きする、こういうことはないように、ぜひ私はきちっとしていただきたいなと思いますし、その資格証明書についても、本当に、いわゆる悪質で払えない人なのかどうか、そういうところについてもどういう理由でそういうふうな資格書の発行というのを決めておられるのか、そういう点をぜひ委員会の中で資料として明らかにしていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的なことについては担当者が答えますが、先ほどのボラ

ンティアの関係につきましては、先ほども申し上げましたが、あくまでボランティアですから、その個人に対して市が給付をするということは、ボランティアの精神に踏み入るといふことにもなります。そういったことで、先ほど申し上げたように、必要があれば、そういったお世話をしていただくようなところに必要に応じてという考えであります。

それから、次に、税の関係の差し押さえでございますが、これについては後でまた具体的にお聞きをいただけたらいいと思いますが、かなりこれについては何回となく話し合いもしたりとか、あるいはぜひ相談に来てくださいとか、そういったことをしながらやっているつもりであります。ただ、なかなか相談に来られないという方もいらっしゃいます。税金は滞納してる、借金はあるんだと。借金を先に払ってから何とか税も払いたいというような方も中にはいらっしゃるわけですが、一言言ってもらったらなというような事例も、私も相談を受けて、担当で対処したこともあります。そういった場合には、何とか相談にすぐ行きなさいよというような指導も、議員のほうもしていただけたらありがたいと。決して税の徴収をしている者も鬼のような対応はいたしておりませんので、できるだけ相談に乗って、やっているようにしております。

それからもう一つ、1人当たりの医療費というのは非常に低いけれども、税は大きいということなんです。これもちょっと具体的に事例を調べてみないとわからないわけですが、恐らく国保の加入者の中には所得格差がかなりあるのかな、こんなことも思ったりしているところですが、これは厳密に、また一度調査をしてみたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私が滞納問題の検討委員会の責任者をしておりますので、少し私のほうからお答えをいたしたいと思っております。

今、市長が申し上げました、非常に徴収業務というのは、合併以来、本当に件数もふえまして、大変な状況でございます。特に差し押さえについては、1件1件市長まで決裁が上がりますし、滞納問題検討委員会でもその是非についてもいろいろ検討を重ねておるところでございます。指摘がございましたように、生活費について差し押さえをしていないか、生活を圧迫するような滞納処理をしていないかということでございますけれども、御案内のとおり、件数が平成22年度は86件、預貯金が主でございます。単純に言いますと、預貯金があるということについては払える範

困がもう少しあるのかなという思いも我々も感じておりますので、そういったところを、納付相談を重ねながら。特に年金等については納付相談を、本当に差し押さえ寸前まで重ねておる状況でございます。そういった状況も見ながら、差し押さえを許可をしている状況でございます。

1点、お尋ねの滞納状況、悪質滞納者という言葉が言われましたが、なかなかその判定が難しゅうございます。我々のほうは長期、あるいは時間的なものについてかなりの年限、あるいは金額について滞納されている方を中心に滞納整理をかかっておるような状況でございます。その資料のお示しについては、担当部長が申し上げましたように、個別の資料は差し支えがございませんので、それぞれ滞納年限、あるいは理由等に分けた形で資料をお示しをしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、短期保険証が不交付の状況がございます。それは部長が申し上げましたように、やはり納付相談なり短期保険証を取りに来られないという受給者の責任のところもあるのかなと思っております。我々のほうは納付相談を重ねながら、そういった御指摘も何回となくいただいておりますので、そういった医療機関にかかれる機会を失うようなことについては極力差し控えたいという中で事業を進めておるようなところがございますので、御理解もいただきたいなというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 市長、副市長が申し上げた以外のところで、出産一時金、それから後期高齢者の関係の質問も出ました。これにつきましては、資料、ここに持ち合わせがございませんので、また作成した後、また提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ぜひ実際に国保給付費を税に充当したりとか差し押さえをされている、それも毎年されているわけですから、どういう理由で差し押さえしたのが何件とか、こういう理由で差し押さえしたのが何件とか、そういうふうな、わかる資料をぜひ示してください。それと、先ほども言いましたように、国保の給付費を税に充当するというのも、何に基づいてそういうふうな、こういうふうなことをされておるのか。特に葬祭費や出産一時金まで税に充当しなければならないほど悪質なのかどうか、そのあたりのところ、ほんとにどうなのかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それと、短期保険証の関係で、厚生労働省が短期保険証の交付に際しての留意点ということで文書を出しております。この中では、全文は読みませんが、世帯主が市町村の窓口で納付相談に来ないことにより、一定期間これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくないこと、こういうふうな通知がなされております。そういう点で、一定期間についてはやむを得ないということになりますけれども、この155件というのが一定期間なのか、それとも、もう長期に及んでおるのか、そのあたりはいかがですか。先ほど言いました、ほかの資料については委員会に提出していただければ、またそこで質疑をしたいと思っておりますので、その点お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 申しわけありません。155世帯の預かりの内容については、少しちょっと把握できておりません。次の委員会の際に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、災害の関係で、御努力してもらってることには敬意を表しますが、災害救助費のところ、職員手当で、時間外勤務手当615万5,000円、それから普通旅費ということで814万1,000円、ちょっと計上されておりますけれども、この時間外手当、それから普通旅費の関係は、これ、どういう支給規程で、大体単価が、時間外ですから、単価はいろいろ変わってくると思っておりますけれども、何人分ぐらい見られているのかどうか、詳細な御答弁をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 失礼します。災害救助費の補正の関係ですけれども、3月11日に東日本大震災が発生しまして、その段階から支援活動が始まっております。当初から旅費等がございませんでした。今回、正規に補正をお願いしておりますけれども、今回、お願いしておる部分につきましては、とりあえず6月から9月までということで、一応試算いたしました。今回、その3カ月分、今の計画で言いますと60人ほど市から派遣するようになるのかなというところで、旅費規程に基づきまして試算をしております。それも超勤につきましては、若干当初とは流れが変わってきておりますけれども、支援していただいた時分は24時間体制で向こうはやっておりました。ですから、3人体制で職員派遣しておりますけれども、交代で支援を

していったというところがございます。最近は10時以降は消灯にもなって、少しは休めるようになったかなという現状ですけれども、そういった状態で支援先によっては、まだまだ夜間の勤務を要する場合もあるのかなというところで上げさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

（「旅費……」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 旅費の関係。

○市民生活部長（岸本年生君） 旅費につきましては、宍粟市の旅費規程に基づきまして出しております。1日の宿泊費も含めてですが、旅費規程にありますので、それにのっとっての積算をしております。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 人事関係の担当でございますので。今、市民生活部長が申し上げましたとおり、旅費の規程がございます。日当が2,200円、宿泊費が乙地でありますと9,800円等の規程がございますので、その規程どおり、他市町の状況も勘案しながらやっております。ただ、今後におきましては、市長からも指示をいただいておりますが、特例というのがございまして、ちゃんと確保できた宿舎に金額を指定してとまる場合はその額を基準とすとかというような運用もやってまいりたいと思っております。職員が一生懸命に向こうで実働した分については時間外も支給しておるということで、すべて規程、条例に基づいての支給でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 時間外の関係はわかりました。休日の関係はどういう扱いにされてるのかどうか。休日出勤の関係が起こったとき。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） それにつきましても、勤務を要しない日、いわゆる土曜日、日曜日、それを勤務命令によって勤務した場合につきましては、時間外勤務手当も支給をいたしますし、出張期間中であれば日当にも該当いたします。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております第13号議案から第14号議案までの2議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第13号議案から第14号議案までの2議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第8 請願第1号

○議長(岡田初雄君) 日程第8、請願第1号、30人以下学級実現義務教育費国庫負担制度拡充に関する件についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

11番、實友 勉議員。

○11番(實友 勉君) 失礼します。朗読によって説明にかえさせていただきたいというふうに思います。長い文章でございますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

請願書

平成23年5月20日

宍粟市議会議長

岡田初雄様

請願団体

住 所 宍粟市山崎町山崎17番地

団体名 兵庫県教職員組合宍粟支部

代表者名 支部長 上山 昌秀

紹介議員 實友 勉

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

〈請願趣旨、理由〉

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、少人数学級の推進にむけようやくスタートを切ることができました。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記され、今後35人以下学級の着実な実行が重要です。また、東日本大震災により被害を受けた学校や被災した児童生

徒の転学先の学校への加配措置も付け加えられました。兵庫県においては、阪神・淡路大震災以降、中心的役割を担ってきた「教育復興担当教員」「心のケア担当教員」の実践を継承し、地域社会とのつながりや子どもたちの生活支援をリードするため日常的な心のケアのとりくみをすすめています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著にふえています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号はお手元に配りました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

請願第1号は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は6月9日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

(午前10時47分 散会)